4	区成31	年度 一般会言	十歳出 第9款3項2目 13節 委託料
受	付	種目番号	委託担当
	1	-	連絡先 資源循環局施設計画課 TEL 671-2516
			設 計 書
1	委託	名	関内駅南口公衆トイレほか1か所改修工事に伴う実施設計業務委託
2	履行	場所	中区港町1丁目2番地2ほか
3	履行	期間期限	■ 期間 平成31年4月1日から平成31年8月16日まで □ 期限 平成 年 月 日
4	契約		■ 確定契約 □ 概算契約
5	その	他特約事項	なし
6	現場	説明	■ 不要□ 要 (月 日 時 分 場所)
7	委託	概要	関内駅南口公衆トイレ及び三渓園前公衆トイレの改修工事のための 実施設計業務
8	前金	払い	□ する(回以内) ■ しない
9	部分	払い	□ する (回以内) ■ しない

委託 料		¥	
内 訳	業務価格	¥	. –
	消費税等相当額	¥	<u>,</u> –
	mg/m in a m	1	·

	名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金額	摘 要
	talls to tall the						
I	直接人件費						
			一式				
/J.	X X 133	龙 米	10				
	計						
	and the second s						
Π	諸経費						
諸総	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		一式				
阳日心	E.F.		1/				
	計						
III	技術料等経費						
壮分	所料等経費 「料等経費		一式				
1271	內科寺胜負		17				
	計						
IV	特別経費						
D 1	 [BC使用料		一式				
KI	「BC使用科		一氏				
	計						
	 合 計						
	ы н						
消費	貴税等相当額						
委託	<u></u> £料						

横浜市資源循環局 建築設計委託業務特記仕様書

関内駅南口公衆トイレ、三渓園前公衆トイレ

本委託業務の内容は、次のとおりとします。

公衆トイレ

横浜市中区港町1丁目2番地2、本牧大里町1番5号

(※の項目については■の項目のみを適用します。)

■ 積算業務

1 委託業務名	関内駅南口公衆トイレほか1か所改修工事に伴う実施設計業務委託
---------	--------------------------------

- 2 施設概要
 - (1) 施設名称
 - (2) 敷地場所
 - (3) 施設用途
- 3 委託業務の内容
 - (1) 業務の範囲※
 - (2) 設計与条件
 - (3) 適用基準等
 - (4) 貸与品等
 - (5) 関連工事
- 4 成果物
 - (1) 仕様·部数等
 - (2) 提出期限

(3) 提出場所※

別紙3によります。

□ 基本設計

別紙1によります。 別紙2によります。

別紙2によります。

詳細は別紙1によります。

設計に調整を要する別途工事

主要用途

別紙3によりますが、履行途中の期限は次のとおりです。

■ 実施設計

ア 建築プランの提案(複数案) … 5月31日

イ 建築改修図の提出(確定案) … 6月28日

ウ 内訳書等の積算資料一式 … 7月31日

資源循環局適正処理計画部の次の課に提出してください。

■ 施設計画課 ■ 施設課

5 工程表の提出

建築設計委託業務共通仕様書(以下「共仕」という。)第3の1に規定する工程表の提出は不要としますが、共仕第3の4(2)に規定する業務計画書に記載すべき詳細工程は、管理技術者選定後速やかに監督員と協議のうえ作成し、同条項に規定する他の必要事項とともに業務計画書として提出してください。

はありません。

6 PUBDISへの 登録 共仕第3の3 (4) における公共建築設計者情報システム (PUBDIS) への登録は不要とします。

7 管理技術者等の 資格要件

(1) 管理技術者※

- (2) 担当技術者※ (意匠)
- (3) 担当技術者※ (構造)
- (4) 担当技術者※ (電気設備)
- (5) 担当技術者※ (機械設備)

共仕第3の9(2)に規定する管理技術者の資格要件及び共仕第1の2(6)に 規定する担当技術者の要件は、本委託業務の遂行に必要十分な能力を有すること はもちろんのこと、次のとおりとします。

- □ 建築設計について高度な技術及び能力を持っている。
- 一級建築士を有する。 (□ 免許取得後5年以上の経験を有する。)
- □ 意匠設計について高度な技術及び能力を持っている。
- 一級建築士を有する。 (□ 免許取得後5年以上の経験を有する。)
- □ 構造設計について高度な技術及び能力を持っている。
- □ 一級建築士を有する。 (□ 構造設計一級建築士を有する。)
- □ 電気設備設計について高度な技術及び能力を持っている。
- □ 建築設備士を有する。 □ 設備設計一級建築士を有する。
- □ 機械設備設計について高度な技術及び能力を持っている。
- □ 建築設備士を有する。 □ 設備設計一級建築士を有する。

8 工種間の調整

管理技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当技術者間の調整を十分に行い、各工事の設計図書の整合を図り、また各工事の工事区分を明確にすることで施工時に問題等を生じないよう細心の注意をしてください。

9 業務完了後の協議

委託業務完了後においても、成果物における疑義不明箇所、色彩計画その他設計上の疑問について、委託者はその都度受託者に協議を求めることができます。

- 10 重要事項説明
- 重要事項説明を必要とする。
- 11 電子納品
- ■電子納品対象業務とする。

設計与条件及び業務の内容等

1	訳	計	- 意	议

東京2020オリンピック・パラリンピック等を機に、訪日外国人をはじめとした多くの来街者が想定されるため、都心部 や観光地など賑わいエリアの公衆トイレを高齢者、子ども連れ、障害者など様々な属性の利用者の要望に応えられるよう整備し、横浜のイメージアップにつなげる。 整備概要として、大便器の洋式化、小便器の取替え、床のドライ仕様化等の内装全面改修、可能な範囲での多目

的トイレの整備、外構及び外装等の改修を行う。	
2 設計概要	□の項目については、■又は☑のみを適用します。
(3)工事規模(既存建築物) 関内駅南口公衆トイレ:RC造平屋建て 延床面積31.3㎡	□解体 □他()
三渓園前公衆トイレ : R C 造平屋建て 延床面積12.8㎡ (4)設計条件 ■ 「公共建築物の設計方針について(通知)」における設計仕様の区分 ■ 「公共建築物構造設計の用途係数基準」における用途係数 ■ 法規制等の概要及び敷地・既存施設等の調査の概要 別紙1-1 ■ 電気設備・昇降機設備の設計与条件 別紙1-2 ■ 衛生設備・空調設備の設計与条件 別紙1-3	(i) □ A ■ B □ C □ 1.5 □ 1.25 ■ 1.0
□ 構造耐震指標(Is)及び保有水平耐力に係わる指標(q)を算出し、相 保有水平耐力に係わる指標(q)については、「建築物の耐震改修の促進に関 補強各部分の構造計算を行うことにより、安全性を確認	
3 業務の内容	□の項目については、■又は☑のみを適用します。
(建築基準条例 □ 4条の2 □ 5条(□ 高度地区適用除外) (□ 風致地区(都市計画法 □ 53条 □	(内訳明細書、数量調書を除く) 打合せ せ、実施設計方針の策定 トのための基本事項を確定する) 無) 無) 無) 無) 無) 無) 無) 三 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等 □ 横浜市開発事業の調整等に関する条例にもとづく調整及び手続き □ 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例にもとづく調整及び手 □ 省エネルギー法にもとづく届出書類の作成 □ CASBEEによる自己評価書の作成 □ 耐震改修促進法にもとづく認定申請業務 □ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく再生可能エネルギー □ 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会用の資料作成またはYSK面 横浜市技術審査会資料作成	=続き -利用設備導入検討報告書の作成

法規制等概要及び調査項目

	関	連資料	斜等							の項目につ	ついてに	は、■又	は	₹のみを適用し	ます。
		基本(構想・計画) ‡	報告書 [基本語	2計書		□ 地/	質調査	報告書		□測量	量図		
		既存部	『の設計(又)												
	_	耐震影	》断報告書] 劣化詞	诊断報告書		□ (そ	の他既	存部に係る	る調査	診断報	告言	彗)	
_		10 # I A	- /- 10# 							-				3 - 2 3 3 T	2. 2
			等概要	titi da	/ >>/. ==					の項目につ	ついてに	は、■又は	はV	1のみを適用し	<i>、</i> ます。
敷地			その他			占用許可))								
測量			無し無い	備考 備考	` ′										
地質		可宜 b域等	無し 市街化区		()	商業地域	或	7卦,	ペレス家	80	0/		名+	也緩和(+10%)	١
高原			最高限		きにおかま	同来吧。 旨定				800				匹破和(+10 %) 旬道路幅による	
		制	対象規模		₹ 151\\\			定面高		000	, 0	明時間	ם נים	可证时4四(00)	Zeltulu
その			□風致地図		種)	□ 宅地造	5成等規制[2			□ 街づく					
			□ 高度利月				易整備地区			□ 急傾斜			【域		
			□ 臨港地区	<u>X</u>		□ 近郊緑	k地特別保全	全地区		□ 地区計	画(地	区名)			
			□ 建築協足	定(地区名)					□ 特定律	f区				
			□ 土地区區	画整理地区		□ 緑化均	也域			□ 特別用	途地	区(地区	名)		
			□ 土地区區		区域	□ 緑地係	R全地区			□ 埋蔵文	化財化	呆存地区	<u> </u>		
			□ 不燃化扌	推進地域											
<u> </u>	_ \÷	÷ D/7	뉴	旦	+		=				مالہ	1.5			
前	山 走	且哈		員 法の区分	東	m	西	m)	m	北	15 2条1項	m		m
				区分							4.	2年1項 公道			
												五 厄			
			備	考											
その	り他	3													J.
		- -= r	_)		=m-l- 18	V	- <u>-</u> :	2 (4.1 2.2	-44	1 25-57 11 22	2. 2
		查項目		/:			については	、⊿ は	調査か			は特に圧	息	すべき項目とし	ノます。 -
_		直項目	1)		調査内額		カロア人				事) - ト ハ シリリ	見よんなる			
	默]	地状況				図と現況との と敷地との関				□ 必要に□ 道路σ		里を117)		
						・隣家との関				□ 用途地		2000年初			
						土の要否	3 NV			□ 高さ制					
					1/ /V III	L > C L				□ 日影規					
	搬	入路		☑ (1)道路(福員				~~~					
				\square (2	2)障害	物				□ 電柱					
				☑ (:	3)道路	交通規制				☑ 大型車	[等交〕	通規制の	確	認	
				☑ (4	4)舗装	状況・程度									
	敷	地内障	害物				戈採の要否			□ 原則移					
						. 倉庫等付	帯施設			□ 移設に					
				_		ヽブ校舎				□ 原則別					
					4) 埋設	物、その他				■ 地下ク			水管		
	h-171	/_ =-		_ /-	1 \ \+\+\+	1-11 1-4th /*/*				□ 既存建					
Ш	孵化	体施設		_		規模等				□屋外附□ は様だ		[文			
	1 .⊅ 4	(生士 フロ	亚方佐凯	_	2)設備 1)注#:					□ 外構施□ 斜線#		హ도프	. 🗆 '	彭田判安	
	按	〒9 句	既存施設		1)法規 ⁵ 2)接続(□ 斜線■ 構造、		八凸凹'	· 口 i	 於	
					2) 接続1 3) 外部1					■ 傳垣、□ 窓、庇		手 形化点	车		
					シノンドロり	1-1-1 <i>)</i>				■ 防水付				桶位置笔	
				□ (4	4) 内部(生上げ				□廊下の			. 2/2	, 1	
							外排水設備	の状況	2	■位置、					
							· 通信設備					答			

法規制等概要及び調査項目

	関連資	料等					の項目につ	ついては、■又は	☑のみを適用します。
	□ 基本(構想・計画)報告書		基本設計書	□ 地	位質調査:	報告書	□ 測量	図
	■ 既存部	羽の設計(又は竣工)	図面	(電気設備図、機	は械設備図を含む	P)			
	□ 耐震調	诊断報告書		劣化診断報告書	□ (-	その他既	E存部に係	る調査・診断報告	:書)
	法規制	等概要					の項目につ	ついては、■又は	☑のみを適用します。
敷ы	也所有	市有地	睛考()					
	量調査		睛考()					
	質調査	***	睛考(· ·					
	金地域等	市街化区域·			地域 建			,	地緩和(+10%)
	度地区	最高限 4	種		準防火地域 容		200		「面道路幅による制限
	影規制	対象規模		高さ10m超	測定面	高	4m	規制時間	4時間/2.5時間
	り他の	□風致地区(第		種) □ 宅地造				り協議地区	.
地	域地区	□高度利用地区			易整備地区 8.14.45.07/12.6.14.5	.		料地崩壊危険区域 1 元 (1) (1) (1)	艾
		□臨港地区	, ,		k地特別保全地[<u>×.</u>		十画(地区名)	
		□建築協定(地図			h 1++		□ 特定律		`
		□土地区画整理は		□緑化地				月途地区(地区名)
		□土地区画整理位		区域 □ 緑地係	全地区		□ 理殿〉	文化財保存地区	
		□ 不燃化推進地場							
台市	面道路	幅員		東 m	西 8 m	ı 南	m	北 8 m	m
ם ניפ	即但阳	建築基準法の区	· 🗘	東 m	42条1項	1 円	111	北 8 m 42条1項	m m
		所管区分	. //		公道			公道	
					7.E			五 炬	
		備考							
その	D他								
	調査項			□の項目	については 、▽ /	は調査が	必要な項	目、■は特に注意	ますべき項目とします。
	(調査項目		(訓	酒 在内容)			(記	事)	
	敷地状況)計画図と現況との				こより測量を行う	
)道路と敷地との阝			□ 道路の		
) 隣地・隣家との関	係			也域の確認	
] (4)切・盛土の要否]限のチェック	
	14n = n5	_	_ /-) \\ \tau = =			□ 日影規	見制のチェック	
	搬入路	_)道路幅員			_ =		
)障害物			□電柱	ト My - 1-7-7-7-11 中山 - 2-7-7-11	<i>4.</i> ⇒π
		_)道路交通規制			☑ 大型 □	巨等交通規制の確	圭 裕
_	#시다 그 호수)舗装状況·程度				6上からが ティ・ロフ	
	敷地内障)樹木等の移植・佐				多植は教育委員会	
)遊具、倉庫等付え	带 施設			は本工事に含む	
		_)プレハブ校舎				川途予算で施工	17/1-
			(4)埋設物、その他				アーブル・給配水	Ē [°]
	<i>AD I-</i> L +/- =□	_	7 (4) 株. 生. 日. 世. 林				生物基礎等 4世版記	
Ш	解体施設	_)構造、規模等			□屋外附□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
_	 立 (生-)- フリ	_)設備関係			□ 外構加口 斜線集	世設 削限・防火区画・F	1 製 田 制 学
	接続する)法規チェック)接続位置			■構造、		4 彩观削守
) 接続位直) 外部仕上げ				思匹 この位置、形状等	
		•	(3	/ / F = P 1 - 1 - 1 / 1				い位直、形仏寺 上様・劣化程度、『	取
		г	7 (4)内部仕上げ				L体・为化性及、5 D内装、高さ等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
) 公共下水道、屋2	外排水設備の出	沪		アリ表、同C等 管径、管種等	
)水道、ガス、電気				管径、管種等	
				///·~·//	·· ·· · · · · · · · · · · · · · · · ·	V =	<u> </u>	H 177 1 177 1	

設計与条件(電気設備工事)

■又は▽を適用します。

												■人はとて過用し	<u>, </u>
電力引	き込み												
			高圧		低圧								
			既設		新設		増設		改造		I調査・検討		
	その他		()										
幹線設	:備												
	強電		既設		新設		切回し		引替え		I調査・検討		
	弱電		既設		新設		切回し		引替え		I調査・検討		
	その他		()										
強電設	:備												
			既設		新設		増設		改修		〕調査·検討		
	その他		()										
弱電設	:備												
	放送		既設		新設		増設		改修		〕調査·検討		
	電話		既設		新設		増設		改修] 調査・検討	(引き込み含む)	
	テレビ		既設		新設		増設		改修]調査∙検討	(CATV引き込み含	む)
	防災		既設		新設		増設		改修		〕調査·検討		
	防犯		既設		新設		増設		改修		〕調査∙検討		
	その他		(呼び出り	しボタン	/等)								
昇降機	設備												
			新設		改修		調査・検	討					
	方式		油圧		ロープ		マシンル	ームレ	ノス				
	型式		乗用		寝台		住宅		人貨		〕小荷物	口 トランク付	
	定員				人乗								
	速度				m/min								
	停止階				停止								
	仕様		メーカー	標準仕	様による		その他()					
その他	の設備												
			()										
撤去													
	工事範囲		一式										
	その他		()										
特記事	項												
注意事	·т <u>Б</u>	1	朋友 学官		古電力 ※	47七宝	2 CATV	>->+ ₹	故 本	± Λ ±	丁合せは綿密	マニケー・	
注思事 	·块				. 宋 电 刀、r šとの打合-		-			-	ブロ ピは神色	ĭ1⊂1JU'.	
						_					わせること。		
		۷	连采、议	胂改訂	こい詞金を	出し	-し、台工作	宝⊂の	心」 时期で	C	リピること。		

設計与条件(機械設備工事)

■又は☑を適用します。

空気	調和設備工事								
	空気調和設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討
	換気設備	新設	増設	改修		既設		調査	• 検 討
	排煙設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討
	自動制御設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討
<u> </u>									
衛生	設備工事			 					
	給水設備	新設	増設	改修				調査	
	給湯設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討
	排水設備	新設		改修		既設		調査	
		屋内・屋外		屋内及	び屋外1	第1枡	への接続	まで()	以降は建築)
	消火設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討 ————————————————————————————————————
	ガス設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討 ————————————————————————————————————
1.11. 1.15	· - ·								
機械	式駐車設備工事			 					
	機械式駐車設備	新設	増設	改修		既設		調査	•検討
その	他の設備工事	 		 					
		()		 					
	·			 					
特記	事項								

適用基準,貸与品等

●=適用<u>△</u>=参考

国·官庁営繕部=国土交通省大臣官房官庁営繕部 市·公共建築部=横浜市建築局公共建築部

分類		指針・基準等または刊行物の名称	市・公共建業部=横浜市建業局公共建 作成または監修	ホームページ	刊行物 ◎は解 説付	貸与
	•	公共建築物の設計方針について(通知)	市·公共建築部		בוט	0
	•	公共建築物構造設計の用途係数基準	市·公共建築部			0
設	•	横浜市建築構造設計指針	市建築局建築指導課	0	0	
計	•	建築構造設計基準及び同解説	国•官庁営繕部	0	0	
方	•	建築鉄骨設計基準及び同解説	国•官庁営繕部		0	
針等		建築設備計画基準	国·官庁営繕部	0	0	
77		建築設備設計基準	国•官庁営繕部	0	0	
	Ť	A A A MIN II G P	ш пл плпн			
耐		横浜市公共建築物総合耐震性能判定指標	市•公共建築部			0
震			国交省住宅局		0)
改 修		耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説			0	
指	_		国交省住宅局		0	
針 等		以行妖自妖励ユンクソート但建築物の間長砂倒基中・間長以修成計佰到・IPI所就	国父往往七月		0	
寺		业 小知术 4. 字 4. 译 4.	日 亭片兴维如			
	Ė	敷地調査共通仕様書	国•官庁営繕部		0	
		公共建築工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国•官庁営繕部	0	0	
	•	【建築、電気設備、機械設備】工事監理指針	国•官庁営繕部		0	
	•	公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国•官庁営繕部	0	0	
<i>1</i>	Ŀ	建築改修工事監理指針	国·官庁営繕部		0	
仕 様	•	横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事特則仕様書	市·公共建築部	0		
書	•	横浜市建築工事特記仕様書	市·公共建築部			0
等	•	横浜市建築改修工事特記仕様書	市•公共建築部			\circ
-	•	電気設備工事施工マニュアル	市·公共建築部	(社)横浜	市電設協	会で頒布
	•	機械設備工事施工マニュアル	市·公共建築部	(社)県空調	凋衛生工業	会で頒布
		木造建築工事標準仕様書	国•官庁営繕部	0	0	
		建築物解体工事共通仕様書•同解説	国•官庁営繕部	0	0	
	•	横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事積算要領	市·公共建築部	0		
	_	横浜市建築工事積算マニュアル	市·公共建築部	0		
積		公共建築工事積算基準の解説[建築、設備各工事編]	国·官庁営繕部	0	0	
算	Ť	公共建築工事標準単価積算基準	国•官庁営繕部	0	0	
関	Ť	公共建築数量積算基準·同解説	国•官庁営繕部	0	0	
係	H	公共建築設備数量積算基準・同解説	国•官庁営繕部	0	0	
基準	H	公共建築工事内訳書標準書式(建築、設備各工事編)・同解説	国•官庁営繕部	0	0	
'=		公共建築工事共通費積算基準	国•官庁営繕部	0	•	
		公共建杂工事共进負債异盃中	图 日八 百糟的	0		
-		建築工事標準詳細図	国, 京広学维如			
標		公共建築設備工事標準図(電気、機械各設備工事編)	国•官庁営繕部		0	
準	_	公共建築設佣工事標準凶(電気、機械合設佣工事編)	国•官庁営繕部	0	0	
図						
	<u> </u>	7± km -11 -11 -14 -17 km -15 - 7 - 4 - 1 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -				
	_	建築設計業務等電子納品要領(案)	国•官庁営繕部	0		
電	_	建築CAD図面作成要領(案)	国•官庁営繕部	0		
子	_	電子納品運用ガイドライン(案)[建築・建築設備編]	市財政局公共施設·事業調整課	0		
納		設計業務等の電子納品要領(案)[建築・建築設備編]	市財政局公共施設·事業調整課	0		
品		CAD製図基準(案)[建築·建築設備編]	市財政局公共施設•事業調整課	0		
	Δ	電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]	市財政局公共施設·事業調整課	0		
	Ŀ	横浜市小・中学校施設計画指針	横浜市教育委員会	0		
施	Ŀ	横浜市小・中学校施設整備水準	横浜市教育委員会			0
設 別	Ŀ	横浜市小・中学校施設の基本計画・基本設計報告書の作り方	市·公共建築部			0
指	•	横浜市学校建設手引(計画・設計編)	市·公共建築部			0
針		横浜市学校建設等構造設計指針	市·公共建築部			0
	·	横浜市立小・中学校標準図	市·公共建築部			0
参	.	給食室標準図ドライシステム	市•公共建築部			0
参 考 基	Ι.	小・中学校トイレ改修工事積算マニュアル	市•公共建築部			0
基	<u> </u>	学校施設の整備に関する指針(小・中等各種)	文科省文教施設企画部	0		
準	H	学校環境衛生の基準	文科省スポーツ・青少年局	0		
等	H	丁八次元用上ツ金十	へつ日へい ノー日グ 宇川			
	<u> </u>					

成果物の内容・仕様・部数等

基本構想

基本計画

調査・診断等

■が該当項目

	成果図書	提出形態	部数				
• 基本構想報告書	• 基本計画報告書	• 耐震診断報告書	A3判見開き二つ折り製本(A4判製本)				
		•	PDFデータ				

. 其太設計 ■が該当項日

* 基本設計		■か談	<u> ヨ垻日</u>		
	成果図	書		提出形態	部数
· 基本設計報告書(建	築)			基本設計報告書	
• 案内•配置図	· 各階平面図	· 構造計画概要書	• 計画説明図	・ A3判見開き二つ折り製本(A4判製本)	
• 仕様概要表	• 立面図	 基本構造計画案 	• 関係法令検討図	(建築、電気、機械等全工種合冊)	
• 仕上表	• 断面図	• 構造計算書	各種打合せ記録	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	
• 面積•求積図表	• 主要部詳細図	工事費概算書		電子データを保存したCDーRまたはDVD ・受託者が使用したCAD	
· 基本設計報告書(電気設備、昇降機設備等)			• SXF (P21) X/‡DXF • PDF		
• 案内図•配置図	• 設備計画図	各種技術資料		T DI	
• 設備計画概要書	· 方式比較検討書	各種打合せ記録			
• 設備仕様概要表	工事費概算書				
· 基本設計報告書(空	調設備、衛生設備等)			
• 案内図•配置図	• 設備計画図	 各種技術資料 			
• 設備計画概要書	· 方式比較検討書	各種打合せ記録			
• 設備仕様概要表	工事費概算書				
その他					

■ 実施設計

※電子データの提出方法の詳細は「設計委託での成果図書の電子納品について」によります ※提出形態、部数、提出時期についての詳細は監督員と協議して下さい

■ 宝饰部针/図高 性記什樣畫等)

ツボ甲畑はて東担託別にましめて下さ

■ 実施設計(図面、特記仕様書等) ※成果物は工事場所別にまとめて下さい						■が該当項		
	成果図	書			提出形態	まとめ 単位	部数	提出時期 (予定)
	■ 各階改修平面図■ 立面図・断面図	■ 建具キープラン■ 建具表	ディテールシート 外構平面図・詳細図		原図 図面ケース入 原則、厚手A1判トレーシングペーパー 背表紙文字付、図面仕様は別紙3-2 による	工種別		
■ 案内図・配置図■ 工事概要・ 工事区分表	矩計図階段詳細図平面詳細図	 家具備品リスト 家具備品図 調理機器リスト	■ 屋外排水平面図・詳細図■ 屋外排水縦断図■ 仮設計画図(参考図)		【図面決裁用】 (原図以外で図面決裁を受ける場合) 丸め サイズは各監督員の指示による	工種別		
■ 仕上表	各階床伏図■ 各階天井伏図■ 展開図	・調理機器備品図■ 既存解体図■ サイン計画図	• 日影図		【発注局決裁用】 紐綴じ A3判左綴じA4折り	工事 別 工種 別	2	履行期限
■ 各階既存平面図 ・ 建築構造設計図 ・ 構造設計標準仕様書	■ 各階部分詳細図事 ・ 鉄骨構造標	■ 雑詳細図・ 軸組	13		A3判左綴じA4折り (案内・配置・工事概要のみ)	工種 別		
耐震補強特記仕様書RC造配筋標準図RC造架構詳細図	・ 鉄骨架構詳・ 各リスト・標望・ 各種伏図		3断面図 3詳細図	-	【契約書用】 紐綴じ A3判左綴じA4折り	工事別	2	別途指示
電気設備設計図・図面リスト財配仕様書	工事区分表面積表	■ 弱電設備平面図 ■ 分電盤結線図	■ 既存撤去図	•	製本 A3判二つ折りA4判 表紙・背表紙文字入れは監督員の指示 による	全工事合冊	4	別途指示
■ 凡例	■ 系統図■ 動力設備平面図■ 電灯設備平面図	器具リスト器具姿図詳細図			製本(A3判以外に必要な場合) サイズ、まとめ単位、表紙・背表紙文字 入れは各監督員の指示による	全工事合冊		
機械設備設計図(空記・図面リスト■ 特記仕様書	制・衛生設備等) ・ 工事区分表 ・ 面積表	■ 屋外設備図 ■ 詳細図		-	電子データ CDーRまたはDVD	工事別	1	履行期限
■ 凡例	■ 系統図・空調設備平面図■ 衛生設備平面図	機器表・器具表既存撤去図						
昇降機設備設計図・案内図・配置図・工事区分表	・特記仕様書 ・各階平面図	・立面図・断面図	• 詳細図					

■ 実施設計(設計書、計算書、業務記録その他)

■が該当項目

成果図書	提出形態	まとめ	部数		出時期 予定)
積算関係		70124			. <i>I</i> C/
■ 営繕積算システム(RIBC)により作成された内訳書	電子データ				
■ 数量調書		工事			
■ 積算根拠資料(建築工事積算マニュアルによる各種算定シート、その他積算の根拠となる資料)	A4判ファイル綴じ又は製本 別		1	7	月下1
■ 見積関係資料(見積比較表、見積書、参考刊行物・カタログ・パンフレットの写し等)		別			
計算書、業務記録その他					
■ 既存施設調査報告書	A4判ファイル綴じ又は製本		1	6	月上
■ 既存設備調査報告書	A4判ファイル綴じ又は製本		1	6	月上
構造計算書	A4判ファイル綴じ又は製本				
■ 原則、A4判縦長用紙に横書きとし、通しページ番号をふる。	電子データ				
ただし、電算出力帳票等はこの限りにあらず。	受託者が使用したソフト及びPDF				
■ 設備設計計算書	A4判ファイル綴じ又は製本		1		別途排
・横浜市技術審査会議への提出資料	A4判ファイル綴じ又は製本				
・横浜市公共建築物耐震工法検討委員会等の第三者評価機関への提出資料	A4判ファイル綴じ又は製本				
· 透視図(仕様:)					
• 模型(仕様:)					
■ 設計打合せ議事録(「打合せ簿」及び独自に作成した議事録等)	A4判ファイル綴じ又は製本		1	7	月下
■ 関係官公庁、関係機関との協議記録	A4判ファイル綴じ又は製本		1	7	月下
■ 設計説明資料	A4判(書式は別途指示)		1	7	月下

• 関係法令認可書、許可書等

■が該当項目

成果図書	提出形態	部 数	提出時期 (予定)
・ 関係法令チェック表	原本		
・ 建築基準法にもとづく計画通知	正本、正本の控え、電子データ		
・ 建築基準法・都市計画法等にもとづく各種許可	正本、副本、電子データ		
・ 消防法及び火災予防条例にもとづく申請	正本、副本、電子データ		
・ 福祉のまちづくり条例にもとづく申請	正本、副本、電子データ		
・ 緑の環境をつくり育てる条例及び緑化地域制度にもとづく申請	正本、副本、電子データ		
省エネルギー法にもとづく届出関係書類			
CASBEEにもとづく自己評価書			
・ 中高層建築物等住環境保全条例にもとづく事前手続			
開発事業調整条例にもとづく届出、協議、申請			
宅地造成等規制法にもとづく許可			
再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書			

■ その他、施設別に必要となる成果図書

■が該当項目

成果図書	提出形態	部数	提出時期 (予定)
■ 委託成果品のチェック			
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(建築)	書式は別途指示	1	履行期限
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(電気設備)	書式は別途指示	1	履行期限
■ 委託成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(機械設備)	書式は別途指示	1	履行期限
・ 庁舎施設()			
住宅施設()			
· 教育施設(学校)			
· 施設台帳(文部科学省)修正図面	電子データ		
· 全体計画図	電子データ		
· その他()			

成果図面(設計原図)の仕様

1 用紙 原則としてA3サイズとする。

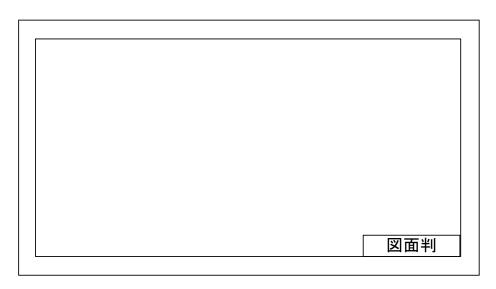
2 寸法・単位 寸法はメートル法とし、単位はmmとする。

3 縮尺 設計内容を十分表現できる縮尺とし、特別の場合を除き基本的に次の中から選択する。

1/500、1/200、1/100、1/50、1/20、1/10、1/5

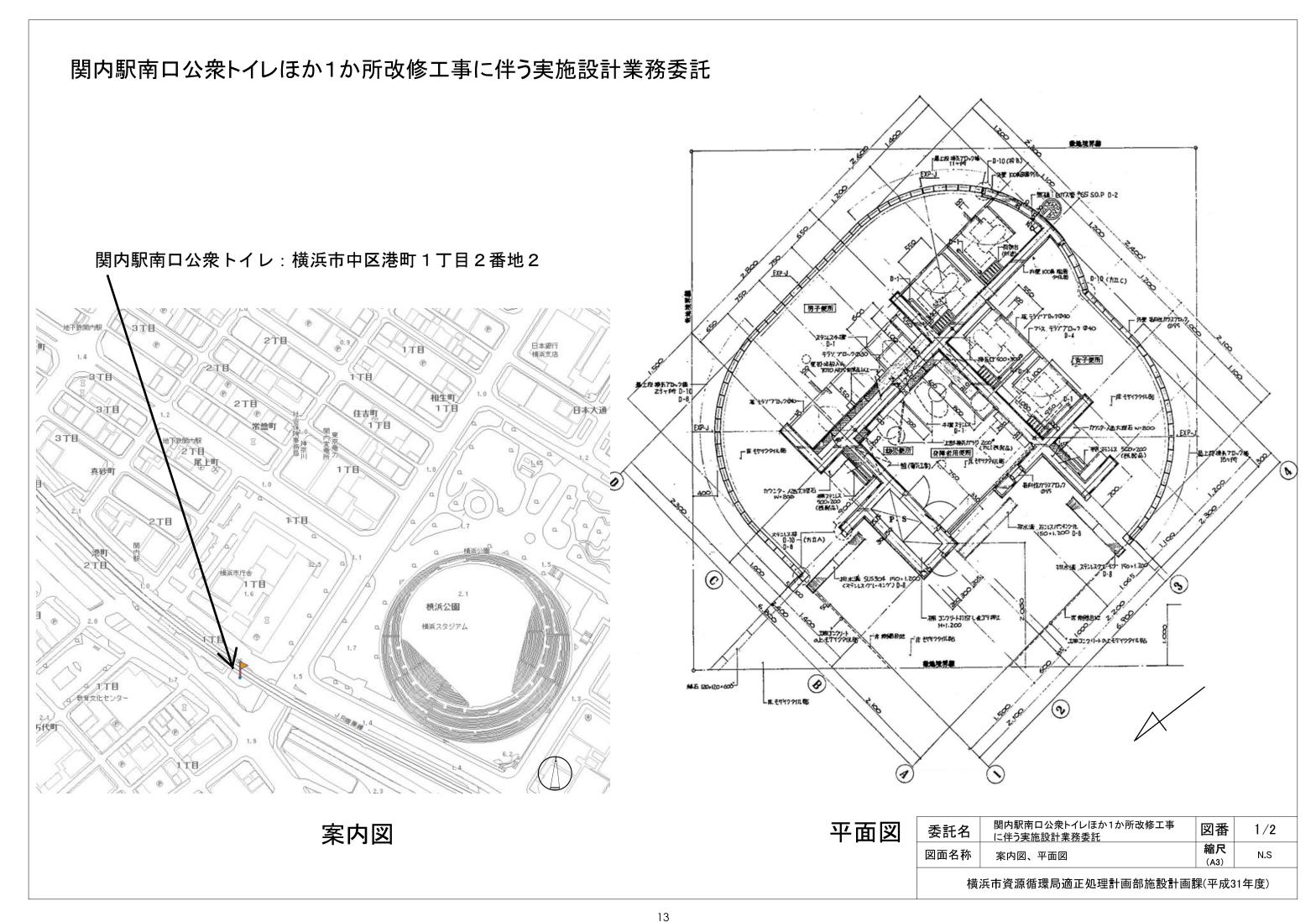
4 仕様書 工事に関する特記仕様書は、設計図に含む。

5 図面判その他 図面判の位置、書式は下図による。

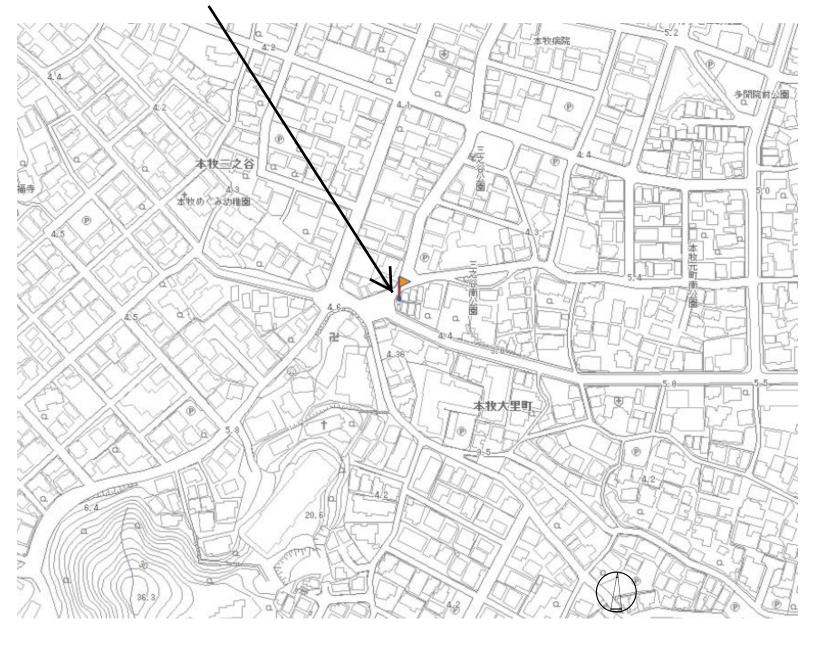


図面判

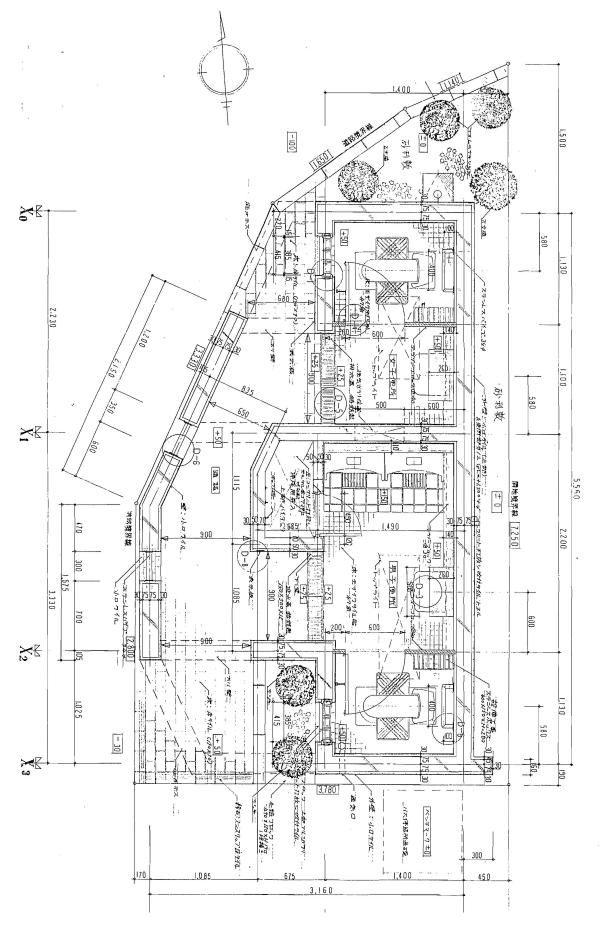




三渓園前公衆トイレ:横浜市中区本牧大里町1番5号



案内図



平面図

委託名	関内駅南口公衆トイレほか1か所改修工事 に伴う実施設計業務委託	図番	2/2
図面名称	案内図、平面図	縮尺 (A3)	N.S

横浜市資源循環局適正処理計画部施設計画課(平成31年度)

建築設計委託業務共通仕様書

平成21年2月制定 平成22年4月改定 平成23年5月改定 平成25年10月改定

目 次

- 第1 総則
 - 1 適用
 - 2 用語の定義
- 第2 設計業務の範囲
- 第3 業務の実施
 - 1 業務の着手
 - 2 適用基準等
 - 3 提出書類
 - 4 業務計画書
 - 5 守秘義務及び個人情報の保護
 - 6 再委託
 - 7 特許権及び著作権等の使用
 - 8 監督員
 - 9 管理技術者
 - 10 貸与品等
 - 11 関連する法令、条例等の遵守
 - 12 関係官公庁への手続き等
 - 13 打合せ及び記録と報告
 - 14 条件変更等
 - 15 一時中止
 - 16 履行期間の変更
 - 17 設計業務の成果物
 - 18 検査
 - 19 修補
 - 20 引き渡し前における成果物の使用
 - 21 安全等の確保

第1 総則

1 適用

- (1)建築設計委託業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備における基本設計、実施設計及び積算業務(以下「設計業務」という。)に適用する。
- (2) 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次のアからオの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ図面及び設計書
 - 工 特記仕様書
 - 才 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難い場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1)「委託者」とは、市長又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、設計図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議を行う者で、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条の規定に基づく総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。
- (4) 「検査員」とは、設計業務の履行の完了又は履行部分を確認するにあたって、横 浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第4条の規定に基づき、検査を行う者 で、検査主幹及び技術検査員を総称していう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に当たり、業務の技術上の管理を行う者で、設計・測量等委託契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、契約約款第 10 条 第 3 項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7)「契約図書」とは、契約書、契約約款及び設計図書をいう。
- (8) 「設計図書」とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらに対する質問 回答書をいう。
- (9) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- (10) 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書 をいう。
- (11) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細 又は特別な事項を定める図書をいう。

- (12) 「設計書」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をい う。
- (13) 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、委託者が当該 設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、設計図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答した書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督員が受託者又は管理技術者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行又は変更に関して相手方に書 面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (18) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは 監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをい う。
- (19)「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、 書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (23) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (24) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (25) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺 印したものを有効とする。
- (27) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了及び履行部分を確認することをいう。
- (28) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者、担当技術者及び協力者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (29) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を 発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (30) 「協力者」とは、設計業務等の遂行に当たって、その業務の一部を再委託される者をいう。

第2 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は特記による。

第3 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約約款第2条及び第3条に基づき、契約書を提出する際に内訳書を提出し、契約締結後7日以内に契約履行着手届出書及び工程表を委託者に提出のうえ、 業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せ を開始することをいう。

なお、工程表の提出は、特記仕様書に提出が定められている場合とする。

2 適用基準等

- (1)受託者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記による。
- (2)受託者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後に下記の書類を監督員を経由し、委託者に提出しなければならない。ただし、監督員任命通知書受理以前は、委託者に提出するものとする。
 - ア 内訳書(契約書提出時)
 - イ 工程表(契約締結後7日以内、特記仕様書に提出の定めのある場合)
 - ウ 契約履行着手届出書(契約締結後7日以内)
 - 工 管理技術者選定通知書(契約締結後7日以内)
 - オ 担当技術者選定通知書(管理技術者選定通知後速やかに)
 - カ 事前協議チェックリスト(建築営繕業務用)(管理技術者選定通知後速やかに)
 - キ 再委託承諾願書(管理技術者選定通知後速やかに)
 - ク 業務計画書(管理技術者選定通知後速やかに)
 - ケ 設計図書整合報告書(契約履行完了届出書の提出前)
- (2) 委託者及び受託者は、この契約で行う指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び協議(以下「指示等」という。)は、書面で行わなければならない。

この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、建築設計等委託業務打合 せ簿(以下「打合せ簿」という。)により行うものとする。

なお、やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は7日以内に書面により交付するものとする。その書式は、打合せ簿により行うことを原則とする。

(3) 受託者が委託者に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、 監督員の指示によるものとする。

(4)公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後 10 日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

4 業務計画書

- (1) 受託者は、業務着手後すみやかに業務計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
- (2)業務計画書には、設計図書に基づく業務実施方針、担当技術者及び協力者の編成表、詳細工程、品質管理計画その他必要な事項を記載するものとする。
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その 都度監督員に変更業務計画書を提出し承諾を得なければならない。
- (4) 監督員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務を行なう場合は、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 再委託

- (1) 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、 契約約款第6条の規定により、再委託してはならない。
- (2)受託者は、複写、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く)、 トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する 場合は、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託 承諾願書を提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書類により行うこととする。なお、協力者が横浜市の「一般競争入札有資格者」である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受託者は、協力者及び協力者が再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる ときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託 の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資 料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受託者は、再委託業務を統括管理しなければならない。また、複数の段階で再委 託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

7 特許権及び著作権等の使用

- (1) 受託者は、特許権等の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。
- (2) 受託者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に 関する一切の責任を負わなければならない。
- (3) 特許権等の発明等については、契約約款第8条の定めによる。
- (4) 成果物の著作権の取扱いは、契約約款第5条の定めほか下記のとおりとする。
 - ア 受託者(再委託等により本件成果物の一部に著作権を有するものを含む。以下同じ)は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為を許諾するものとする。この場合において受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項の権利を行使してはならない。
 - (ア) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (イ) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、維持、管理、運営、広報等のため に必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変そ の他の修正をすること又は委託者が別に委託した第三者をして複製させ、若し くは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (ウ) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (エ) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り 壊すこと。
 - イ 受託者は、本件の成果物若しくは本件建築物の内容を公表し又は本件建築物に 受託者の実名又は変名を表示してはならない。

ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 監督員

- (1) 委託者は、監督員を定めたときはその氏名を受託者に書面により通知する。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督員の権限は、契約約款第9条第2項に定める事項とする。
- (4) 監督員がその職務を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

9 管理技術者

- (1)受託者は、契約約款第10条第1項の規定に基づき管理技術者を定め、その氏名その他必要事項を委託者に通知しなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記による。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂

行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

10 貸与品等

- (1)業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等 (以下「貸与品等」という。)は、特記による。
- (2) 受託者は、資料等を委託者から貸与される場合は、借用書を提出する。
- (3) 受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。
- (4) 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受託者は、貸与品等については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

11 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなれければならない。

12 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、委託者が行う関係官公庁等への手続きに協力しなければならない。
- (2) 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

13 打合せ及び記録と報告

- (1) 受託者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、委託者と書面により協議しなければならない。この場合、委託者は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と綿密に打合せを行い、その結果を打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は、月毎の委託業務の進捗状況を翌月の5日までに、書面により委託者に報告しなければならない。

14 条件変更等

- (1) 受託者は、設計図書に表示が明確でないことや履行条件及び実際の履行場所が一致しないとき、あるいは予期することのできない特別の状態が生じた場合には、委託者にその旨を通知し、確認を求めなければならない。
- (2) 委託者は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。

15 一時中止

委託者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 天災等の受託者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態が変動し設計業務の履行が継続できないと認められるときや、受託者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
- (3)受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

16 履行期間の変更

- (1) 委託者は、特別な理由がある場合には、履行期間の短縮を受託者に対して求めることができる。
- (2) 委託者は、履行期間の延長すべき場合において、特別な理由があるときには、通 常必要とされる期間の短縮を求めることができる。
- (3) 履行期間の変更については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。 この場合において、委託者は、適切な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、履行期間の変更があった場合は、速やかに修正委託業務工程表を提出しなければならない。

17 設計業務の成果物

- (1) 成果物の書式等については、特記仕様書の定めるところによるものとする。
- (2) 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (4)成果物を電子納品する場合は、本市の「設計業務等の電子納品要領(案)〔建築・建築設備編〕及び設計図書に基づき、電子媒体納品書【建築営繕・業務編】とともに提出するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、本市の「電子納品運用ガイドライン(案)〔建築・建築設備編〕を参考にするものとする。※本市電子納品に関する要領等は、財政局公共施設・事業調整課から入手できます。

アドレス: http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/yokohamadensi.html

(5) 受託者は、成果物である設計図書の内容が相互に整合していることを、担当技術者以外の技術者に確認させ、契約履行完了届の提出前に委託者に報告するものとする。

18 検査

(1) 受託者は、設計業務が全部完了したときは、委託者に契約履行完了届出書を提出し検査を受けなければならない。

- (2) 受託者は、部分払を請求しようとするときは、履行済部分検査申請書を提出し、 検査を受けなければなければならない。
- (3) 受託者は、検査を受ける際は、あらかじめ成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
 - (4)検査員は、監督員及び受託者又はその代理人の立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア 設計業務成果物の検査

イ 設計業務管理状況の検査(設計業務の状況について、打合せ記録等により検査 を行う。)

19 修補

- (1) 受託者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- (2) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、 修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。 なお、修補の指示は監督員が行い、修補完了後、再度検査を受けなければならない。

20 引渡し前における成果物の使用

- (1) 委託者は、引渡し前においても成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
- (2) 前項の場合において、受託者は、委託者より承諾願書が提出された場合には、特 段の理由がある場合を除き、承諾するものとする。
- (3) 委託者は、引渡し前に成果物を使用する場合には、善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (4) 委託者は、引渡し前に成果物を使用し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な 経費を負担しなければならない。

21 安全等の確保

- (1) 受託者は、履行場所で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、施設管理者、施設利用者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、履行場所で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう設計業務等関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委 託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委 託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者 が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、 措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協 議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務 に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要 かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても 同様とする。

(収集の制限)

- 第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。 (目的外利用の禁止等)
- 第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人 情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、 第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場 合はこの限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受 託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項につ いて、再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者が この契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせるこ とを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が 収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又 は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指 示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

- 第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の 状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担と する。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が これを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるお それがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

- 第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに 従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等 に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約 書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再 受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び 研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、 受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱 特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に 従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対 し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市 個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関す る法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての 研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書 (様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。